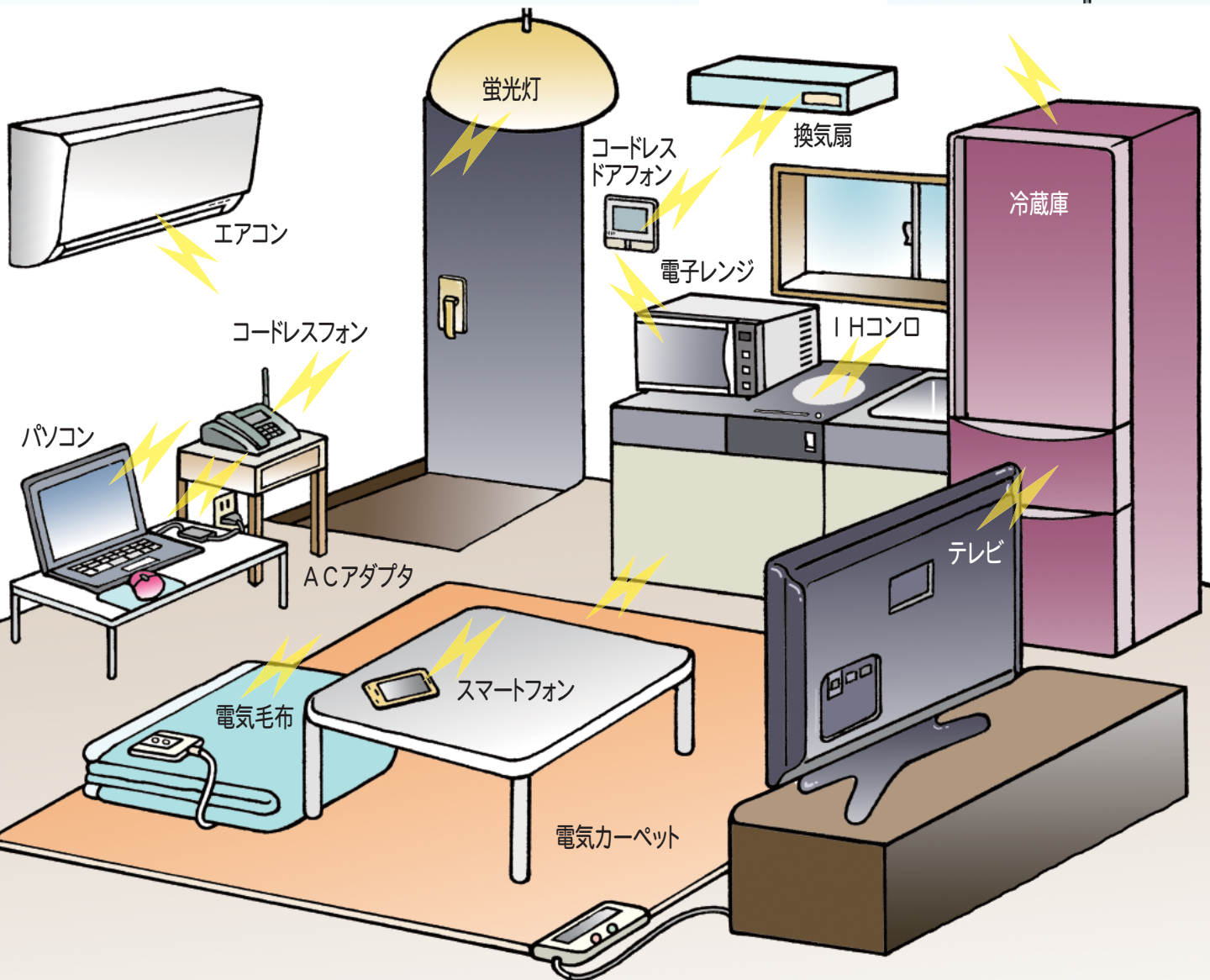




■携帯電話基地局

携帯電話基地局周辺の住民が健康被害を訴える例が全国で相次いでいます。宮崎県延岡市では、住民30人が健康被害を受けたとして、基地局の操業差止めを求めて裁判を起こしました。国や事業者は「基地局からの電波の強さは基準値(電波防護指針)を下回っており、健康被害は起こらない」としています。しかし、電波防護指針は電磁波に短時間曝露されたときの急性影響を防ぐための基準であり、基地局のように、急性影響を起こす強さの電磁波でなくても、長期間被曝したときの慢性影響を防ぐためのものではありません。



■変電所

変電所は電圧を上げたり下げたりする施設です。この変圧の際、強力な低周波電磁波(特に磁場)が発生します。また、変電所だけでなく、そこに引きこまれる送電線からも強い磁場が発生します。本来変電所は住宅・学校・病院のようなセンシティブな区域から距離を置いて建設されるべき施設です。スウェーデンなどではそうした措置がとられています。残念ながら日本ではそうした配慮がされていません。周辺住民たちが立ち上がる以外にありません。

■電磁波過敏症(ESまたはEHS)

生活環境中の電磁波に反応して様々な症状が出る病気です。反応する電磁波の種類や、症状は、個人差がありますが、たとえば、電車に乗ると苦しい、近くでだれかが携帯電話を使うと頭痛がする…という方がいらっしゃいます。重症になると就業や日常生活すら困難になりますから、深刻です。ESは国などからは病気として認められていませんが、ESと似た病気である化学物質過敏症(CS)は、2009年に電子カルテ用病名リストに記載されて公認されました。ESも公認され、また、発症者が支援されるべきです。ESもCSも、だれもが発症する恐れがあります。